

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（モニタリング基本計画）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	モニタリング基本計画		1	1	3						モニタリング体制	第一回質問回答により、建設負担金が不要となったことから、金融機関等を起用しない可能性があります。 金融機関等を起用しない場合、モニタリング体制には、金融機関等を含めないと理解してよろしいでしょうか。	市と金融機関等が連携することにより、多様な方法で事業の財務状況等に関するモニタリングを行うことが可能であり、事業の安定性を高めることができると考えられるため、金融機関等からのプロジェクトファイナンス形態での借入を含む資金調達計画とし、モニタリングは、モニタリング基本計画「3 モニタリング体制」にお示ししたとおり、市、SPC及び金融機関等による実施といたします。
2	モニタリング基本計画		1	1	3						モニタリング体制	第一次質問回答(No. 2)に「“基本的には”御理解のとおりです」とありますが、基本的以外とはどのような場合かご教示願います。(他のご回答では、「御理解のとおりです」となっています。)	入札説明書に対する質問の回答のNo24を参照してください。
3	モニタリング基本計画		2	1	4						モニタリング対象業務	第一次質問回答(No. 4)では、解体撤去のモニタリングは、設計及び建設段階のモニタリングに含まれるとありますが、要求水準書では、「解体撤去」と「設計及び建設」は明確に区別されており、また第2で規定されているモニタリングの詳細（書類による確認）に照らし合わせても、現在の文書で「解体撤去」のモニタリングを「設計及び建設」に含めて行うには不整合があります。 新たに「解体撤去」のモニタリング方法を規定していただきたくお願いいたします。	解体撤去につきましては、設計・建設に準じて解体計画、解体撤去工事監理業務報告（月報）、解体結果報告書等を提出してください。
4	モニタリング基本計画		18	4	2	(1)					財務状況に関するモニタリング	第一次質問回答(No. 20)に「“基本的には”御理解のとおりです」とありますが、基本的以外とはどのような場合かご教示願います。(他のご回答では、「御理解のとおりです」となっています。)	入札説明書に対する質問の回答のNo24を参照してください。